

特集 座談会

自治体勤務弁護士の実像と魅力

～広がる活動の場～

近年、弁護士・法曹有資格者を採用する自治体が増加しているが、その業務内容等は十分に知られているとはいえず、また、公募に対する応募も多いとはいえない。そこで、弁護士のキャリアの一つとして、自治体勤務があることを広く知っていただくため、この座談会が行われた。

座談会においては、実際に自治体に勤務している弁護士・法曹有資格者の方々から、業務内容や給与などについて、極めて貴重かつ有益な情報をお話いただいた。

また、各発言からは、自治体に採用された方々が、各職場（初めて弁護士を採用する自治体も多い）において、法

律家としての知識・経験を生かして自らの役割を見出し、職員から信頼を得ながら、やりがいをもって業務を遂行していることが窺われる。自ら業務を開拓した方々に感銘を受けるとともに、自治体においても法律家としての知識・経験が求められていることを実感させられた。

この座談会が、さらに多くの弁護士が自治体の中に入り、活躍の場を広げていくきっかけになれば幸いである。

（弁護士業務センター副委員長 森岡 誠）

〈出席者〉

秋山 一弘

●Kazuhiro Akiyama
町田市総務部法制課法務担当課長・当会会員

阿部 貴之

●Takayuki Abe
東京都労働委員会事務局法務担当課長

榎本 洋一

●Yoichi Enomoto
東京都総務局総務部法務課課長補佐

帖佐 直美

●Naomi Chosa
流山市総務部総務課政策法務室長兼議会事務局書記・
東京弁護士会会員

〈コーディネーター〉

清水 敏

●Satoshi Shimizu
弁護士業務センター副委員長・当会会員

I 自己紹介

清水 コーディネーターを務めさせてもらいます、63期の清水です。今日は自治体勤務をされている法曹有資格者の先生方からお話をお聞きます。まずは自己紹介から。簡単に、現在の役職、修習期、そして修習修了後の経歴について教えてください。

榎本 東京都総務局総務部法務課の榎本と申します。現在の役職は課長補佐です。東京都法務課の場合、訴訟部門は民事ラインと行政ラインの2つに分かれていまして、私は一般民事の訴訟対応をしています。私はもともと東京都に勤めており、働きながら夜間のロースクールに進学して司法試験に合格し、修習に入る直前にいったん退職しました。修習が終わって次の日に再度採用されたという形です。したがって、任期付き公務員ではなくて、プロパーの職員です。

帖佐 千葉県流山市の帖佐と申します。現在の役職は総務部総務課政策法務室長兼議会事務局書記です。ですから、総務部として庁舎内の職員の相談も受けますし、議会事務局の書記として議員からの相談も受けます。修習期は新61期です。修習修了後、都内の一般民事を扱う法律事務所に就職しまして、2年3か月そちらで勤務した後に、流山市の募集に応募して採用されました。

秋山 町田市の秋山です。町田市総務部法制課で、法務担当課長をしています。法制課は、法制課長と法務担当課長という2人の課長がいる体制を取っています。修習期は58期です。修習修了後4年半、弁護士として働いた後で町田市役所に入り、現在3年目です。もともとの任期は2年でしたが、1年延長して今3年目になります。

阿部 阿部と申します。東京都労働委員会事務局で、法務担当課長という職に就いています。修習期は59期、和歌山修習でした。修習後は一般民事の法律事務所に勤務しまして、4年半勤務した後に、現在の東京都労働委員会事務局に入りました。

II 採用の経緯

清水 次に、自治体職員に採用された経緯を具体的に教えてください。

榎本 私はもともと都職員で、辞める直前も今と同じ法務課に所属していましたので、「特別選考」を経て再採用されたという形になります。ほかの任期付きの方とは採用経緯は違うのですが、もともと自治体の仕事をしており、今後もしていきたいということから、また都に採用を希望しました。

清水 そのような経歴がなくて、都の職員になりたいという場合には、こういった選考がなされるのでしょうか。

榎本 おそらくその場合は任期付きの試験を受けていただくという形になると思います。

清水 では、帖佐先生。

帖佐 私の場合、法律事務所に2年3か月勤

めていて、この先どうしていこうかと考えていたときに、相談に乗っていただいていた先生から、流山市で今募集しているけど応募してみませんかというお話がありまして。実際どんな仕事をするのか全く分からなかったのですが、これから弁護士が増えていく中で、ほかの先生とは違う経験が積める任期付き公務員として、中に入らなければ得られない経験が積めるんじゃないかと思ひまして、思い切って応募してみました。

流山市の選考は、書類選考で経歴と、法律事務所でのどんな事件を扱っていたかという一覧を出しまして、それと小論文というほどではないんですけれども、流山市のこれからのどんなことが必要かというようなテーマで何百字かで書いたものを提出しました。それが1次選考。2次選考で面接があり、聞かれたことは、これまでどういう仕事をしてきたかというようなこともありましたが、基本的には人柄、職員の中でなじめるかどうかを見ていたと、後から聞きました。

清水 2年間、弁護士の勤務経験をされたということなんですけど、全く違う分野で、不安というのはなかったんですか。

帖佐 確かに募集要項を見ても、どんな仕事をするのか、イメージがなかなかわかっていませんでした。事務所に勤めていたときも、顧問先に自治体があったので、法律相談はどんなものがあるのかはイメージがあったのですが、条例を作るのにかかわるとか、そういうものについては本当にどうしたらいいかわからなかったのが不安でした。けれど、相談に乗っていただいた先生から、日弁連で条例作りの研修があるのでそれに参加してみたらどうかとか、いろいろ情報をいただきまして、不安は不安だったんですが、日弁連も応援してくれているということで、思い切って行くことができました。

清水 帖佐先生が採用されたときは、何人ぐらいの法曹有資格者が応募したんですか。

帖佐 面接を受けに来たのは4人でした。

清水 では秋山先生。

秋山 私は、組織内で働くことに関心を持

っていましたし、私が申し込んだときには任期付職員の制度はまだ本当に始まったばかりと思えるような制度で、新しい制度への興味というのもありました。それまで町田市の市民法律相談を担当していて、そういった縁のあるところが募集をしていたので応募したという次第です。

採用試験は書類選考と面接、応募人数は3人と聞いています。

清水 阿部先生は、4年間の弁護士勤務というのですが、どういうきっかけで東京都に入られたんですか。

阿部 きっかけとしては、顧問先から労働組合との団体交渉についての相談等を受ける機会があり、自分自身としては労働組合法というものについてあまり取扱いがなかったもので、いろいろ調べていくうちに、東京都労働委員会という組織があるんだということを知ったところなんです。仕事をしていくうちに、専門性を付けたいということで、弁護士会が運営している任期付き公務員のメールマガジンに登録していたところ、東京都労働委員会事務局が法務担当課長というポジションで募集を行っているというのを知りまして、応募したという次第です。

採用の手続は、所定の履歴書に記入して、応募して、書類選考の後に面接というところなんです。面接を担当されたのは労働委員会の会長、会長代理ですとか、東京都、おそらく人事部の方もいらっしゃったかと。特に不当労働行為を専門的に扱う部署ですので、不当労働行為の知識について、論理的に思考ができるかということいろいろ聞かれました。

清水 そういうことを聞かれるというのは初めから分かっていたんですか。

阿部 いや、全然分かっていなかったんですが、聞かれる可能性もあるかなと思って、菅野先生の不当労働行為の個所を読み込んでいったところ、ずばり聞かれて。ああ、こういうことを聞くんだと、ちょっと驚いたところはありました。

清水 応募してから決定するまではどれぐらいの時間がかかったんですか。

阿部 2か月はかからなかったけど、1か月以上はかかったかなという記憶です。

Ⅲ 具体的な業務内容

1. 東京都総務局の場合

清水 次に具体的な業務の内容、訴訟への関与のしかたなどについて教えてください。

榎本 私は主に民事訴訟の対応をしています。

清水 訴える側と受ける側の割合や、訴訟の類型というのは。

榎本 ほとんどが訴えられる方ですね。類型としては、たまに不動産関係のものがありますが、8割ぐらいが国賠、損害賠償請求です。

清水 実際に起案する際にはどういった方々と打合せをするんですか。

榎本 原局、例えば税金関係の裁判だったら主税局という、税金部門を担当している職員と打合せを密にしながら、準備書面を書いていきます。

清水 どういう資格で裁判に出るのですか。

榎本 指定代理人です。指定代理人自体は資格がなくてもなれますので、法曹資格を持っていない一般職員も指定代理人として、訴訟に関与しています。

2. 流山市総務部の場合

清水 では、帖佐先生。

帖佐 業務の内容は大きく分けて4つあります。1つは法律相談。庁内の職員と議員さんからの相談になります。ここには、条例を作るときに、こういう条例を作っても法律との関係で問題ないとか、そういった相談も入ってきます。市民からの相談についてはまた別の法律相談窓口があり、私は市民から相談を受けることはありません。2つ目は政策法務研修。職員向けに行う法務研修の講師や、その準備をします。3つ目は訴訟。4つ目が異議申立て関係です。手続が適法に進むようにチェックしたり、アドバイスしたりということが仕事になります。

清水 政策法務研修というのは、例えばど

ういうことを講演するんですか。

帖佐 内容は任されていますので、法律と条令の関係など、勉強したことや判例があって、話しやすいところから話し始めまして。政策法務ではあるのですが、日常の法律相談の中で相談が多いとか、ほかの職員にも知ってもらいたいなということで、相続の話をしたり、契約書を作るときの注意点の話をしたり、そういったものにだんだん広がってきています。

清水 そういった意味では、弁護士ならではの活躍の場があるわけですね。

帖佐 そうですね。条例作りということであれば、総務課の職員が講師になった方がいいと思っているんです。法制執務というものは弁護士だからできるというものではないので。そういうところは外部から、衆議院法制局の元職員の方に講師として来ていただいて法律の作り方について話していただいたりして。自分は興味を持ってもらえるような判例を紹介するとか、法律ってそんなに難しくないのかなと感じてもらえるといいなと思いつつ、職員が取っ掛かりやすい研修をしようと思っています。

清水 一方で議会事務もやるということなんですよ。地方自治体とはいえ、行政の部分と立法の部分の兼ね合いというのは。

帖佐 それは問題がないわけではないと思っています。できれば議会事務局にも弁護士職員がいて、執行部にもいてという形がいいとは思っていますが、議会事務局だけで弁護士を雇うというのは難しいので、両方兼ねているという形になっています。

ただ、やはり立場上答えられないものというのがあります。例えば執行部提案の条例について、執行部は問題ない条例として提案しているわけですから、執行部の一員として、その条例の問題点を教えろと議員さんに言われた場合には、立場上お答えできませんと答えます。メインは政策法務室、執行部側なので、議員さんとの関係では、議会の方針にかかわるようなところには口を出さないというのが基本的な姿勢です。

清水 職員からの法律相談というのは、具体的にはどんなことを相談されるんですか。

帖佐 例えば、窓口に今市民の方がいて、これについて法律的根拠を説明しろと言われるのだがこういう回答で問題ありませんとか、日常の業務をやっている中で職員がつかずいたときに相談に来ます。

多いのは道路管理課なんかで、道路に穴が開いていて、そこにタイヤがはまって車に傷が付いたとか、道路表示があったために、雨の日にそこで滑って転んでカフスが壊れたとか、そういうことで市役所に損害賠償請求するといっているのがあるので、本当に市に賠償責任があるのかどうか。あるとして、過失割合なんかも考慮して、どのくらい払うべきなのか、もちろん裁判をしてみなければ本当の結論というのは分からないのですが、めどとして、裁判になればこの程度という話を担当課として、それを目安に示談交渉に入ってもらおうというのが結構多いですね。

清水 指定代理人としての業務もあるということなのですが、流山市の場合、どんな裁判がどれだけの件数があるんですか。

帖佐 だいたい1年間で4件くらい。訴訟を提起しているものもあります。

清水 そういった場合、一番初めに任意の交渉というのも担当されるんですか。

帖佐 そうですね、一番初め、内容証明郵便を出すところから。内容証明郵便を出して、相手からの回答を受けて、相手と交渉する場にも立ち会って。訴訟にするかということでも顧問弁護士のところにも行き、こういう方針で考えているという説明をしたり。訴状を作るところも、担当課と顧問弁護士と一緒に進めています。

清水 逆に訴えられるというのは。

帖佐 今現在、住民訴訟があります。

古い駅がありまして、橋上駅舎にすることで事業が進んでいるのですが、そこに対する公金の支出について違法性があるのではないかとということで住民監査請求を受け、監査請求の段階では適法だという判断をいただいたのですが、今住民訴訟になっています。

3. 町田市総務部の場合

清水 では秋山先生は。

秋山 私は法律相談、裁判関係、不服申立制度についての業務を所管しています。スポット的には、職員向けの研修や、選挙があった際に選挙事務も行っていきます。

法律相談というのは帖佐先生と同じで、庁内の職員向けの相談で、一般の市民の方からの相談は受けていません。裁判関係は、職員だけが指定代理人となって裁判を担当することもありますし、顧問弁護士にお願いして、裁判を遂行することもあります。顧問弁護士に依頼するときには、私が指定代理人になることもあります。その辺の判断は私がします。

あと、不服申立てについては、行政処分に対する行政不服審査法に基づく審査請求なり異議申立てに対応して、その裁決書や決定書の起案をしています。

清水 法律相談というのは、町田市の場合にはどういったものがあるんですか。

秋山 町田市では、道路関係とか建築関係の相談もありますし、学校関係、福祉関係の相談など市役所の業務全般に関するものであれば、何でもあるといった状況です。

本当に行政関係の法律はたくさんあるので、すぐに対応できないこともあるのですが、基本的なスタイルとすれば、職員と一緒に考えながら解決するという形を取っています。それで解決が難しい場合や判断に悩む場合には、顧問弁護士に相談します。そういった意味では自分の勉強になる面もあります。

清水 今町田市で抱えている訴訟は、何件ぐらい。

秋山 係属しているのは6件です。

こちらから損害賠償請求で訴えたり、債権管理の関係で訴えることもあります。あと訴えられる方は損害賠償請求、国賠請求の訴訟や、行政処分の取消訴訟があります。

4. 東京都労働委員会事務局の場合

清水 では、阿部先生。まず、東京都労働委員会の位置付け、役割というのは。

阿部 労働委員会は、労働組合もしくは労働組合員個人からの審査申立てを受けて、主

張や証拠を整理し、不当労働行為があったのかどうかについて調査・判断し、最終的に和解ができなければ行政命令を出します。

労働委員会には、公益委員と使用者側の委員、労働者側の委員がいます。公益委員が裁判官役という感じです。公益委員は、弁護士のかなり期の上の方、20期代とか30期ぐらいの方とか、あとは元裁判官、元ジャーナリスト、労働法や行政法の学者の方など、有識者の方たちで構成されています。その中のどなたかが担当審査委員として選任されて、その事件を担当します。

私のメインの業務は、職員が抱えている不当労働行為の審査事件のバックアップです。事件の進め方等について協議しながら、必要であれば判例調査などのリサーチをして、お手伝いします。争点整理とか、釈明権の行使の仕方、どの部分を聞いて、どういう事実があるかをどう確認してとか、どういう証拠があるか、こういう証拠はないかとか、そういうところを一緒に考えます。

清水 命令には関与するんですか。

阿部 命令は、13名の公益委員で合議を開きますので、その合議に我々も入れていただいて、必要があれば発言します。

清水 その他の業務としては。

阿部 行政訴訟ですかね。命令に不服がある場合、上部組織としては中央労働委員会があるのですが、直接、東京地裁に取消訴訟などを提起することができます。訴訟提起された場合、指定代理人としてこれに対応します。あとは、局の職員の方たちに対する研修の講師とかです。

5. 組織における位置づけ

清水 先生方は、法曹有資格者ということで入っていると思うのですが、組織体としてはどういった職位になるんですか。

榎本 いわゆるスタッフ職で、あくまでも課長のサポートとして入っていると、そういう組織体系になります。

清水 法曹の資格を持っているということで、一般の、例えば大卒の人たちと何か違いというのは出てくるんですか。

榎本 職種自体は事務ではなくて法務という形になりますので、異動できる職場自体は限られています。極端な話、いきなりシステム部門とか、そういうところには行く可能性はないということです。

阿部 私も、榎本先生と同じようにスタッフ職というか、法務を担当するスタッフ職的な課長ということで、部下がいるとかそういうわけではないという位置付けですね。

帖佐 私は、政策法務室長なんですが、この政策法務室というのは総務課の課内室で、総務課の中に位置付けられていて、実はこの政策法務室は私1人で、直接の部下はいない。総務課としては10名近くいますので、総務課の職員は一応組織図の中では部下になるんだと思います。上司としては総務の次長と部長がいます。

清水 場合によっては、部下の方が自分よりも経験を積まれた方だとかいるわけですね。その人たちとの関係というのはどうなんですか。

帖佐 課長補佐が2人いて、もう50代だと思うんですが、すごく穏やかな人たちで、私も部下というよりは行政の先輩として接していますし、課長補佐もさり気なくサポートして手助けしてくれているという形です。補佐がどう思っているかは分からないですが、うまくいっていると思っています。

秋山 私の場合は、ラインに組み込まれているので、総務部長が直接の上司になり、部下もいます。

法制課には私も含めて職員が8人いまして、部下には年上の者もいます。

6. 顧問弁護士との関係

清水 次に、顧問弁護士との関係というのを伺いたいのですが、東京都の場合はどのように、顧問弁護士と都の職員が担当する訴訟とが区分けされているんですか。

榎本 東京都の場合、法務課所管のものだけでも、現在、行政、民事合わせて200件ぐらい訴訟を抱えているのですが、ほとんど職員が対応しており、外部の弁護士にお願いするのは特殊な事件だけです。

清水 では、流山の状況は。

帖佐 私が任期付きの職員として入る前は、訴訟があれば全て顧問弁護士なりほかの外部の弁護士に訴訟を委任していたということなのですが、今は簡易裁判所の事件などは職員だけで対応したいということで、私と担当課と総務課の職員とで対応しました。振り分けは市長、副市長の判断なのですが、おそらく金額が低いような事件は職員で対応することになるかなと思います。

あと任期がある関係で、長くかかりそうな事件だと、途中で万が一任期付きで弁護士を採るのをやめてしまった場合にちょっと心配だということで、外部に委任する傾向はあると思います。

清水 外部に委任した場合、その訴訟には関与するのですか。

帖佐 必ず訴訟の場合は入ります。訴訟になる前の対応を担当していることが多いですし、訴訟の間も、やはり職員だと、今日の裁判は何を言っていたか分からなかったとか、早く何をやっていたか分からなかったということがあるので、そこを分かりやすく説明したり。顧問弁護士も専門用語を使って説明されるので、こういうものを準備してと言われていたんだよと説明したり。また担当課の考えることを整理して、顧問弁護士に伝えたりという仕事をしています。

清水 顧問弁護士から、職員に対して、証人に出てくれという要望があることもあると思うのですが、そういった場合は。

帖佐 練習なんかは、顧問弁護士の先生がやってくれるのですが、練習が終わってから本番までの間に、精神的な負担がかなり掛かるので、証人尋問の結果で結論が変わるわけじゃないからとか、裁判ってそんなに大勢の人が見ているわけじゃないし、そんな怖いことを聞かれるわけじゃないから大丈夫ですよというお話をしたりはしています。どんな感じなのかイメージがわからないと思うので。

清水 町田市の場合は顧問の先生とはどういう関係になっているんですか。

秋山 顧問弁護士に訴訟を委任し、私も指

定代理人になって一緒にやるときもありますし、顧問弁護士に委任せず、職員だけで訴訟をするときもあります。

その区分けは、事件の難易度などで判断しています。行政事件の経験が自分にはなかったので、行政事件の場合は、最初は顧問弁護士に委任しました。それ以外の事件では、金額が低いものや、事案としても単純なものの場合には職員だけでやっていこうと考えています。

IV 現在の業務のやりがい

清水 今仕事をやられて、どういったことが魅力ですか。

榎本 抽象的になってしまいますが、公の立場に立って代弁できるということは、非常にやりがいを感じています。

訴訟としては、町づくりに関連したり、環境分野とか福祉分野とか、さまざまあるんですけども、いずれもやはり公という不特定多数の利益を確保するために仕事をしていると。それを正しい主張で裁判所に分かってもらって、行政の正当性というのを認めてもらうと。なかなかダイレクトにその利益というのは見えてこないですけども、自分ではその辺にやりがいを感じています。

阿部 私は、専門部署ですので、労働組合法はもちろん、和解を狙った話を進めていく上では労働法全般についての知識、考え方を習得する必要があり、委員の方と協議しながらそういったところを詰めていくと、知識の幅も広がりますので、そこは私としてはやりがいの1つかなと。もう1つは、争点整理ですか、あと、釈明をどういうふうにして進めていったらいいとか、どこまでの証拠があれば事実を認定することができるかとか、そういった視点というのは、弁護士をやっていた当時だと、なるべく考えようとはしていましたが、結構言いつ放しもあったりして。それを判断者としての立場から考えていくというのは、かなり、やってみるとやはり難し

い作業で、それも1つやりがいがかなと思いません。

清水 事実認定で難しいなというところはありますか。

阿部 やはりどこまでの証拠でどこまで認定していいかというのが結構難しい。できる限り争いが無い証拠をまずは出してもらって固めていきますが、それでも言った言わないの部分をどこまで踏み込んで認定できるのか、難しいです。

清水 最終的に判断しなければいけないときは。

阿部 職員や委員の方と協議しながら、最終的には行政訴訟をにらんで、ここまでならということをしてできる限り詰めていって、評価で分かれるようなところは合議でもんでもらいましょうという形で持っていきます。

清水 帖佐先生の業務のやりがいは。

帖佐 やはり職員の皆さんから、いつでも相談できると思うと安心だとか、いてくれると思うだけでちょっと安心して仕事ができると思ってもらえるところです。職員も本当に市民のためにと一生懸命ですし、仕事熱心でいい人たちで、また好意的に受け入れてもらえて、本当に仕事しやすい環境にあるんですけど、そういう形で、職員の精神的な支えになれるというのが一番の魅力です。また、職員の方が専門家に相談した上で窓口を立てることで、自信を持って市民の方に説明できると、市民の方もそれで安心が得られたりすると思いますので、最終的には市民のためにもなる仕事ができているかなというのが、やりがいですね。

清水 やはり法律の専門家として弁護士がいるというのは、相当安心材料になるということですかね。

帖佐 そうですね、職員も一生懸命勉強していますし、本当に人事異動がたくさんある中で、新しい部署でかわる法律を一生懸命勉強しているんですけど、法律の勉強してきた職員ばかりではないので、答えは持っているんですけど、それが正しいかどうかというところにいつも不安があって。顧問弁護士

の先生にはこんなことを聞いちゃいけないのかもしれないと思って、なかなか相談できないようなものを抱えているので、そこで大丈夫ですよと言われてもらえるだけで、安心する部分があるように思います。

清水 秋山先生は。

秋山 私もやはり公共の利益、公の利益につながる仕事をしているという意味では、充足感があります。あと、自治体の業務は幅広く、マスコミでも扱われることが多く話題になる分野でもありますし、そこに直接かかわっているということにはやりがいも感じます。

先日、抱えていた案件がよい結果で解決したので、かかわった職員たちと打ち上げをやりました。組織的に仕事をするということが、弁護士のときはあまりなかったもので、そういった意味では、弁護士のときとは違う意味でのやりがいがあるとと思います。

V 待遇について

清水 次に、皆さん気になると思われる待遇のことなんですが、話せる範囲で結構ですので、お願いできるでしょうか。

榎本 法曹有資格者だからといって資格手当みたいなものはなく、一般職員と同じ給料体系です。

清水 では、都の任期付きの場合は。

阿部 一般の給料体系とは違う特別の等級みたいなのがあって、何号俸給から何号俸給の間で、それまでの収入を考慮して決めるというふうに一応なっているようです。

清水 流山の場合はどうですか。

帖佐 やはり一般職員とは別に、特定任期付き職員の給与体系というのがあって、流山の場合は募集要項にはっきり年収900万円程度と書いてあって、実際そのぐらいだと思います。

清水 町田市の場合どうですか。

秋山 町田市は募集要項の中に、1か月の給与が62万いくらかというのが明確に書いてありまして、分かりやすくなっています。

VI キャリアプラン

清水 次は皆さんの今後のキャリアプランみたいなものをちょっと教えてください。

榎本 私は、今の仕事に非常にやりがいを持っておりまして、定年までは勤めていきたいと思っています。

清水 はい。阿部先生は。

阿部 当初の2年の任期であれば、来年の3月末までということになっておりますが、今後については模索中です。

帖佐 私も当初の2年の任期ですと来年3月までなのですが、1年更新することになりましたので、もう1年流山にいます。

清水 その後は。

帖佐 まだ考えてないですが、自治体職員はとてもいい人たちで、私も好きですので、いていいと言われてもらえる間はいたいですし、その後、流山を離れることになっても、何か自治体にかかわる仕事はしていきたいなと思っています。

清水 秋山先生は今度の3月で終わることですか。

秋山 はい、3月で任期が終了します。通常の弁護士に戻るのですが、町田市との関係はまた別な形で続いていく予定になっています。

VII 弁護士会との関係

清水 今度はちょっと弁護士会絡みのお話を聞かせていただきたいんですけど、弁護士の登録をしている先生としていない先生がいらっしゃるようなんですが、それぞれどういった理由なんですか。

榎本 私はしていませんが、これは東京都自体が弁護士登録を認めていないので、登録をしていないということです。

阿部 私も外しました。登録していると会費もありますし、活動も実際のところはやりようがない。公益活動といわれても困りますという感じで。

清水 帖佐先生は登録はされているんですけど、千葉じゃないんですね。

帖佐 はい、もともと東京弁護士会にいて、そのままという形にしてもらっています。

清水 流山としては登録したままでという希望があったんですか。

帖佐 そうですね、流山市は弁護士登録をしていることが条件になっていました。実際、バッジがなければできないことはやっていないんですが、副市長から、名刺には弁護士と入れてほしいと言われて。交渉段階などに同席して名刺交換することで、ああ、弁護士を出してくるほど力を入れているんだなと、相手に思ってもらえるというのがあるみたいですね。

清水 市から要求されたということは、弁護士会費は当然…

帖佐 いえ、自己負担です。たぶん弁護士会費とかそういうものがあることが、一般的には認識されていないと思いますし、私も十分なお給料をもらっていますから、その中から自己負担するのは構わないかなと思っています。

清水 公益活動とか、研修の点はどうか。

帖佐 会務活動は、自治体の職員として公益にかかわる仕事をしているということで免除してもらっています。研修は、倫理研修が当たる年になれば出なければいけないんでしょうけれども、そのぐらいは有給休暇を取って出られると思いますので、問題ないかなと。

清水 秋山先生は。

秋山 私も弁護士登録を続けています。登録番号を残したいというのも登録を続けている理由の1つです。会費については免除とか減額をしていただければ、非常にありがたいとは常々思っています。

VIII 経験者からのアドバイス

清水 最後に、自治体勤務に興味がある方に一言アドバイスみたいなものがあれば、是非お伺いしたいんですが。

榎本 自治体の規模にもよるとは思うのですが、昨今、自治体に対する市民の目が厳しくなっていますので、例えば生活保護とか児童虐待、情報公開など、難しい判断をするにあたって法律的なアドバイスを求めたいという需要はあると思います。その辺をうまくアドバイスできる方が、求められているのかなとは思っています。

阿部 組織の中で働くということは、弁護士としてはなかなか得難い経験ではないかなと思います。組織の中から組織を見て、私の場合であれば労働法を、組織が実際どう動いているのかと絡めて現実に見ながら考えるというのは、すごく勉強になるというところもありますから、興味のある方にはいいんじゃないかなと思います。

帖佐 地方分権改革がありまして、自治体職員は今まで法令の解釈なんかは、分からなければ国に問い合わせれば教えてもらえたんですが、それが聞いても教えてもらえない、自分で判断しなければいけないという時代が来て、不安を抱えながら仕事をしている職員がとて多いんです。なので、法律の専門家がいつでも話を聞けるところにあって、職員が安心して仕事ができるという自治体がたくさん増えてほしいなと思っていますので、是非自治体に入って、職員と協力して仕事をするということに1歩踏み出してほしいなと思っています。

秋山 先ほど給与の話をしさせていただきましたが、任期付きの職員であっても、給与は他の職員と同じように、年々減額されています。その辺は一応頭の隅に入れておいた方がいいのかなと思います。

弁護士を任期付職員として採用する自治体は増えてきています。自治体ごとに弁護士に求める業務、内容が違っていたりと思いますが、やはり求められているのは法曹有資格者としての知識、経験であると思いますから、その辺は自信を持って、職員の人たちとコミュニケーションを取っていけば、自治体内部に職員として入っても必ずうまくいくと思います。今後の業務の1つとして、是非お考えいただければと思います。

特集：自治体勤務弁護士の実像と魅力

図表1 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 ※1 ※2

(2013年1月10日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署	人数(人) / うち任期付き ※3	
東京都	総務局	7	2
	労働委員会事務局	2	2
合計		9	4
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部	3	1
町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
神奈川県	政策局総合政策部政策法務課	1	1
	教育局支援教育部学校支援課	1	1
合計		2	2
逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課	1	1
千葉県	総務部政策法務課	1	1
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
栃木市(栃木県)	総務部	1	1
松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1	1
兵庫県	企画県民部管理局文書課	1	0
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課	1	0
和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	1	0
和歌山市	総務部総務課	1	1
明石市(兵庫県)	政策部	2	2
	総務部兼政策部	2	2
合計		1	1
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課	1	0
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局	1	1
多気町(三重県)	総務税務課	1	1
南伊勢町(三重県)	総務課	1	1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室	1	1
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係	1	0
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1	1
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係	1	1
岩手県	総務部法務学事課	1	1
宮城県	総務部私学文書課	1	1
総計		40	27

- ※1 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員および任期の定めのない職員の人数。
- ※2 内訳は、弁護士登録者(23名)、採用に伴う登録取消者(7名)および司法修習終了後の未登録者(10名)である。
- ※3 人数欄の右側の数値は、任期付職員の人数(内数)である。

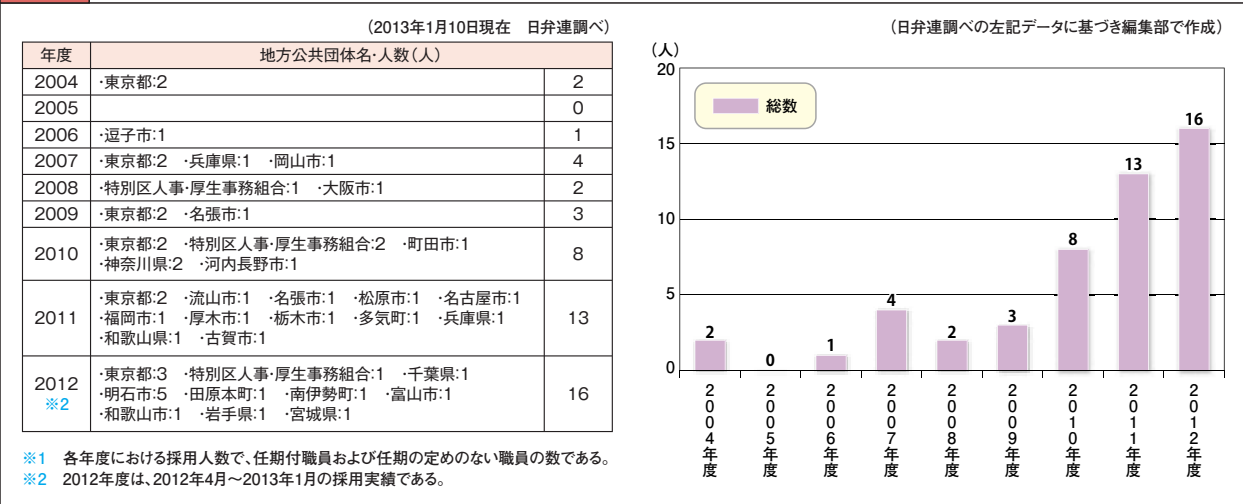
図表2 地方公共団体における法曹有資格者の今後の採用予定 ※1

(2013年1月10日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	状況
小松市(徳島県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
奈良市(奈良県)	2012年度中1名採用予定(任期付)
大阪狭山市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
阿南市(徳島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
南さつま市(鹿児島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
町田市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
銚子市(千葉県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
大阪市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
堺市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
福山市(広島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
鳥取県	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
高槻市(大阪府)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
豊田市(愛知県)	2013年4月1日2名採用予定(任期付)
富谷町(宮城県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
相馬市(福島県)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)
国立市(東京都)	2013年4月1日1名採用予定(任期付)

- ※1 ひまわり求人ナビでの募集状況。

図表3 地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移 ※1



- ※1 各年度における採用人数で、任期付職員および任期の定めのない職員の数である。
- ※2 2012年度は、2012年4月～2013年1月の採用実績である。